

境港管理組合告示第15号

平成26年3月31日

境港管理組合管理者 平井伸治

境港港湾施設条例第8条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したので、同条例第10条の規定により告示する。

1 指定管理者の住所及び名称

鳥取県境港市中野町無番地

有限会社境港三栄マリン 代表取締役 塚田 勝輝

2 管理を行わせようとする施設の名称及び区域

境港公共マリーナ

(平成20年4月17日付境港管理組合告示第4号により告示した区域)

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで